アザリー飯田シニアチーム会員規約

第1章 総則

第1条(名称及び所在)

当チームの正式名称は、「アザリー飯田フットボールクラブシニア」(以下アザリーシニアとする)といい、一般 社団法人アザリー飯田フットボールクラブ(以下アザリー飯田とする)の下部組織団体とし、

主たる事務局を飯田市に置く。

第2条(目的)

アザリーシニアは、生涯スポーツの場としての取り組みを進め、地域のサッカー及び社会体育の活性化の為に尽力します。そして、クラブ最年長であるチームとして責任を持った行動と、情熱を持ちサッカーを楽しみ若い世代へのお手本となるように努める。また選手相互の親睦に努めることとし、地域にサッカーの普及を通じて貢献することを目的とする。

第2章 会員

第3条(構成)

アザリーシニアは以下の選手で構成される。35歳以上の心身共にサッカーを行うことに適した者で構成される。

第4条 (選手のモラル)

アザリーシニアに所属する選手はアザリー飯田が定める各種規約等を遵守する。なお、守らない場合は退会を含めた処分とする。

第5条(入会手続き)

アザリーシニアに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、アザリー飯田事務局に提出するものとする。アザリー飯田が提出された入会申込書の内容を審査し、入会を承認したときにアザリーシニアの会員となるものとする。

第6条(退会)

退会する場合は退会届をアザリー飯田事務局へ書面にて提出することとする。(退会届はクラブ所定の書式のものを使用する) また、前期または後期で途中退会する場合、クラブ会費の返却はしないものとする。

第7条(チーム編成)

会員はアザリーシニアが設定するカテゴリーに所属するものとする。

第8条(義務)

会員は試合での審判等のチーム運営が円滑に行われること、ルールの知識及び技術の向上、審判へのリスペクトを目的とする日本サッカー協会が定める3級、4級審判員資格を所有する努力をすることとする。

第9条 (練習日等の変更)

天候、会場やアザリーシニアの都合等により、練習が困難になった場合、アザリーシニアは代替日を設定して練習を補完する。この場合、練習会場、開催曜日、開催時間を変更して開催することができる。しかし、天候、会場やアザリーシニアの都合等により中止となる場合もあるものとする。その場合のクラブ費の返却はしないものとする。ただし、感染症や災害等でチーム活動が困難な場合はこれとしない。

第10条(除名等)

アザリー飯田は、会員が次の各号に1つでも該当する場合、会員から除名する等の処分を行うことができる。

- a. クラブ会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
- b. アザリー飯田の会則や社会人としてのモラルを著しく逸脱し改善する意思を見せない場合
- c. アザリー飯田の運営を故意に妨害したり、名誉や信用を傷つけたりした場合
- d. アザリーシニアの練習において、無断欠席が1ヶ月続いた場合
- e. アザリー飯田に不利益を生じさせる事象又は行為をした場合

第3章 会計

第11条(クラブ会費)

アザリーシニアのクラブ会費は次に揚げるものとする。

a. 年会費

0-35 10,000円

0-40 15,000円

0-50 15,000円

年会費の内訳は運営諸経費等とする。

b. 月会費

都度徴収とする。(交通費等実費分)

第12条(会費の納入)

クラブ年会費は入会申込書提出時又は継続申込書提出時に納入するものとする。月会費は1回払(4月末日迄) 4月から3月としてクラブが指定する期日までに納入する。納入はチームの会計が集めてチーム専用会計口座へ 納入する。

第4章

第13条(保険)

会員は、スポーツ保険に加入する。尚、保険料はアザリーシニアが支払うものとする。 加入保険については別紙記載事項を確認するものとする。(HP にも掲示)

第14条(責任)

アザリーシニア活動中に起きた事故は、スポーツ障害保険の範囲内で責任を負う。

第5章

第15条(附則•改正)

附則 この規約は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。